



《救急医療情報キット》とは…

高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報や、「診察券(写)」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。



申請からキットの保管まで

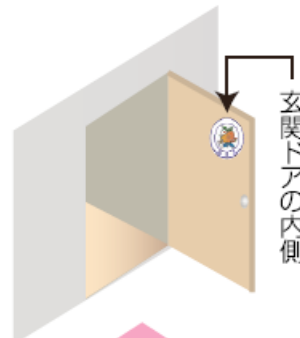
- 「申請書」に必要事項を記入し、提出。
- 救急医療情報キットを受け取る。
- 救急医療情報キットを自宅の冷蔵庫に保管する。
- ステッカーを玄関ドアの内側・冷蔵庫に貼り付ける。
- 救急医療情報キット内の情報は**随時更新**し、万一の時に備えましょう。

ステッカーの貼付け場所

- 冷蔵庫のキットが収納されている扉の外側
- 玄関ドア内側



冷蔵庫の外側



玄関ドアの内側

マグネット

ステッカー



配布対象者

市内に住所がある方のうち、次に該当する方に1世帯1つ無償で配布します。

- ① 65歳以上の方
- ② 障がいのある方
- ③ 健康に不安のある方 等



配布場所と申請

- 長寿課(市役所本館1階)
- 福祉課(市役所本館1階)
- 危機管理課(市役所新館5階)

※ 申請時に配布対象者であることを証明できる書類の提示が必要となりますので、次のいずれかをご持参ください。

- ・運転免許証
- ・身分証明書(生年月日が記載されたもの)
- ・健康保険証
- ・障害者手帳等

※ 家族や代理人でも申請、受け取りができますが、キットの有効活用を図るためキット内に入れる医療情報(申請者の保険証、診察券、緊急連絡先等)を持参してください。

※ その他ご不明な点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お願い

ステッカーは、救急隊が発見しやすいよう、定められた場所に貼り付けましょう。

キットの保管場所

- 冷蔵庫扉の内側



冷蔵庫

救急医療情報キットをご利用にあたっては、以下の点をご了承ください。

- 玄関のドアの内側にステッカーが貼られている場合は、本人及び同居人等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて救急医療キットを取り出すことがあります。
- 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要なと判断した場合に活用いたします。そのため、救急医療情報キットの保持者であることがわかっている場合でも、その救急活動によっては活用されない場合があります。
- 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によっては、救急医療情報キットに記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。また「救急隊への伝言」についても必ずしも、その伝言を実行できるものではありません。